

**加茂野保育園
指定管理者制度の導入について**

健康福祉部こども課

令和3年1月22日

はじめに

市では、施設の老朽化や保育士不足に対応するため、平成29年度に「公立保育園施設整備計画」を策定し、公立保育園の統廃合、民営化を進めています。

加茂野保育園については、令和4年度から「指定管理者制度」を導入し、将来的には民営化（私立保育園へ移行）することとしています。

①指定管理者制度とは？

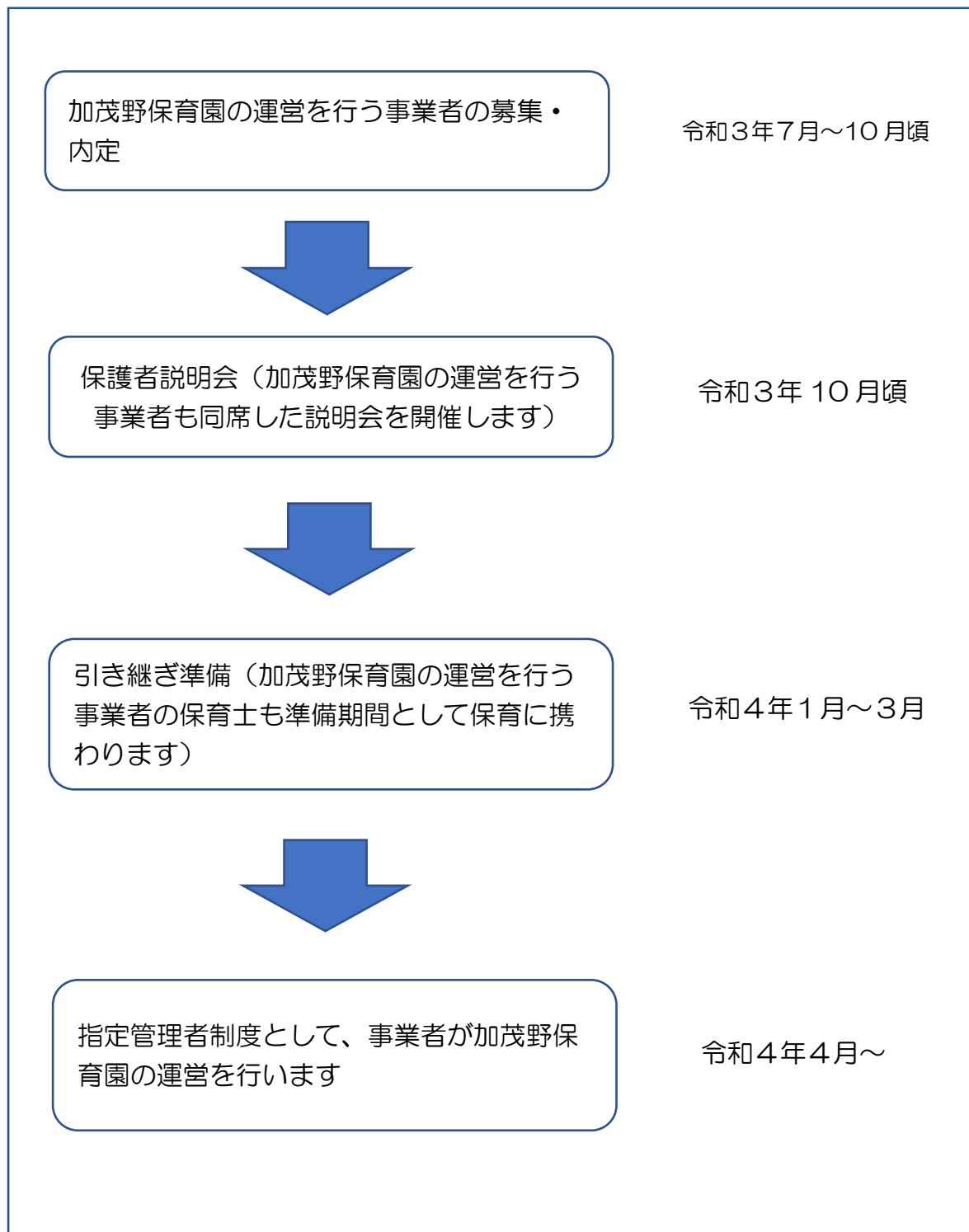
地方公共団体が行っていた公の施設の管理・運営を、社会福祉法人、財団法人、株式会社等の法人その他の団体（事業者）に委任するものです。

管理・運営を行う事業者は、市が募集・審査を行った上で内定し市議会の議決により決定されます。



指定管理者制度を導入した場合でも、保育園施設は市の所有であり、園の運営も市の方針のもとで協議しながら行っていくこととなります。

②指定管理者制度導入までのスケジュール（予定）



③指定管理者制度導入によって変わる事、変わらない事

1) 園の保育方針など

原則として、市の保育方針に沿って保育を行います。さらに、事業者独自の保育も取り入れながら行っていくこととなります。

2) 園名、定員

「加茂野保育園」という園名に変更はありません。また、定員の変更もありません。

3) 保育時間、保育料

保育の時間や保育料・副食代は、現在と変わりません。

4) 保育士

現在、加茂野保育園にいる保育士は、他の公立園に異動し、令和4年4月からは、事業者が採用する保育士が保育を行うこととなります。ただし、指定管理者制度に移行する3か月前頃（令和4年1月頃）から、事業者が採用する保育士も準備期間として、保育に携わる予定です。

5) その他

現在の園児服や消耗品類は、引き続き使用できます。ただし、新入園児は園が定めるものとします。